

第 2 具体的施策

Ⅱ 生産性改革を実現する規制・制度改革

3. 国家戦略特区による大胆な規制改革

iii) 更なる規制改革事項の追加等

(観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進)

⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進

- ・国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年 7 月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、本年 3 月に国会に提出し、5 月に成立した同法改正法には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、本法案施行後 1 年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ。
- ・また、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成 28 年 3 月 2 日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ）においては、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」についても、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしている。
- ・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れるべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。
- ・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。【再掲】